

はしがき

憲法研究者として独り立ちしてから、三〇年以上の歳月が流れました。とくに、一九九九年に東北大学に着任した後は、国公立大学法学部初の女性の憲法学教授として、多くの仕事に携わってきました。国内外のシンポジウムや講演会で報告する機会をたくさん与えて頂き、多くの皆さまから講演録の出版を勧めて頂きました。それが、このたび実現する運びとなり、こんなに嬉しいことはありません。

東京、仙台、広島、大阪、堺、名古屋、横浜などの国内各地や、パリ、ミラノ、ヘルシンキ、オタワ、ソウル、北京など世界各地の講演会等でお会いした研究者・学生・市民の皆さまのお顔や場面を思い出しながら、今回、改めて、これまでの講演原稿を再構成することにしました。時期や場所、言語が異なれば話しぶりも変わりますので、講演会の臨場感をどこまで活かすかが課題でしたが、この本では、思い切って前口上やアドリブの部分をカットして、本論だけを、二〇一年の状況におきかえてまとめることにした次第です。

どの講演でも、私の研究者としての歩みなどを開陳してきましたので、最初に少し自己紹介させて頂きます。

私は、東京で生まれ、生後六ヶ月から広島で育ちました。養父母が被爆者だったこともあり、平和と憲法のために尽くしたいと願って法学研究者を志しました。実父と実兄が理工系の大学教授だったことからすれば私も理系の血筋かもしれませんが、学園紛争の激化した一九六八年に一橋大学法学部に入学しました(当時は、一学年八〇〇人中、女子学生は一〇人、法学部では二人だけでした)。大学院修士課程のとき初めてパリに短期留学し、歴史図書館で出会ったのが、オランブ・ドゥ・グージュの「女性の権利宣言」です。当時はフランスでもあまり知られてなかった史料を集めて帰国後、翻訳等を法律雑誌で公表し、フランス一七九三年憲法(ジャコバン憲法)の人民主権論に関する博士課程単位修得論文を提出して、憲法学研究者としての道を定めました。

ところが、当時の憲法学界は大変な男性社会で、「女性は憲法には向かない」などの言説があり、一橋大学助手や非常勤職の四年間を経て、ようやく成城大学法学部専任講師の職を得ました(フランス法担当、後に憲法担当)。その後、フランス革命二〇〇周年が幸いしてか、学位論文『フランス革命の憲法原理』(日本評論社、一九八九年刊)で渋沢・クロード賞を受賞し、夫と二人の娘とともに一年間、パリ第二大学での研修の機会も得ることができました。東北大学法学部教授として単身赴任した後は、二一世紀COE「男女共同参画社会の法と政策」、グローバルCOE拠点リーダーなどの仕事が忙しくなり、ジェンダー法学会理事長や内

閣府男女共同参画会議議員も務めることになりました。

私の場合には主権論や選挙権論などの基礎理論研究(いわば男性学問)を先行させ、ジェンダー研究の封印?を解いたのは四〇歳のころですが、今後は、男女を問わず、ジェンダーの視点に立った憲法学研究が重要になることでしょう。

その意味で、本書では、人権、主権、平和、ジェンダーの問題を関連づけて論じることには主眼をおいています。憲法や平和の問題に関心のある読者の皆さまは、ぜひ男女共同参画やジェンダー問題に、また、ジェンダー問題に関心のある方は、ぜひ平和や憲法の問題にも関心を持って頂いて、私がこれまで拙いながらも考えてきた、憲法の基本原理をトータルに実現するために、協力しあってゆければ幸いです(そのための読書案内は、巻末のあとがきをご覧ください)。

とくに、二〇一一年三月一日の東日本大震災とフクシマ原発事故のあとは、安全な環境の中で生きる権利(本書第1章で検討する環境権・平和的生存権)や、新しいコミュニティづくりのための男女共同参画と多文化共生(本書第5・6章)がいつそう重要になってきました。本書の視点から、わずかでも展望がひらけることがあれば嬉しく思います。

辻村みよ子